

えずこホール友の会 会員規約

[名称・目的]

第1条 この会は、EZUKO MEMBERS CLUB ～えずこホール友の会～といい、仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター(以下、「えずこホール」という)が行う芸術・文化活動を通して、会員の文化的教養を深めるとともに、会員相互の連携と親睦を図り、もって文化の向上に寄与することを目的とします。

[会員・会費]

- 第2条 会員とは、この会の趣旨に賛同し、本規約を承認のうえ、所定の手続きを経て入会した方をいいます。
- 2 会員には、個人会員、家族会員があります。
 - 3 会員には会員証を発行します。
 - 4 会員資格の有効期限は、入会した日から3月31日まで、翌年度以降自動継続し、継続の場合は4月1日から3月31日までとします。
 - 5 会員が都合により退会するときは、えずこホールに退会届を提出すると共に会員証を返却するものとします。
 - 6 会費は年額とし、個人会員2,000円、家族会員3,000円(いずれも一口あたり、税込み)とし、会員期間の途中で退会する場合でも会費は返還しません。
 - 7 会費の納入は、会員の指定した金融機関の口座から、えずこホールの指定した日に年に一度自動振替するものとします。

[特典]

- 第3条 会員は、次のようなサービスを受けることができます。(各公演のチケットの割引は、個人会員2枚、家族会員4枚まで。)
- 1 えずこホールの主催する各種事業について、チケットを10%割引で購入できます。また、えずこホール窓口で販売されるその他の催し物のチケットについても10%割引で購入できます。
 - 2 えずこホールの主催する公演について、チケット発売日の1週間前から電話予約を受け付けます。チケットは、予約した日(先行予約の場合一般発売日)から2週間以内にえずこホール窓口で受け取るものとします。
 - 3 公演当日は、チケットが前売り料金で購入できます。
 - 4 発売日後も電話による予約を受け付けます。チケットは、予約した日から2週間以内に窓口にて受け取るものとします。
 - 5 えずこホールから、友の会会報、公演のチラシ、情報紙などをお送りします。その他各種情報を一般に先駆けてお知らせします。
 - 6 その他各種特典については情報紙等でお知らせします。

[会員証の紛失、盗難等]

- 第4条 会員が会員証を紛失、または盗難にあったときはただちにえずこホールに届け出るものとします。この場合えずこホールは会員証を再発行します。
- 2 会員が紛失、盗難その他の理由により会員証を他人に利用され、そのことにより生じた損害については、えずこホールはその責めを負いません。

[届け出事項の変更]

第5条 会員は申込書の記載事項に変更が生じた場合は、ただちにえずこホールに届け出るものとします。

[個人情報の取り扱い]

第6条 えずこホールは、会員情報について、個人情報保護法、仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例及び仙南地域広域行政事務組合個人情報保護条例施行規則にもとづき適正に取り扱います。

[規約の変更]

第7条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとします。

[事務取扱]

第8条 この会の運営に関する事務の取り扱いは、えずこホールが行うものとします。

[その他]

第9条 この規約に定めるもののほか、この会の運営に必要な事項は、えずこホールが別に定めるものとします。

[付則]

この規約は、平成18年4月1日から適用します。

この規約は、平成26年4月1日から適用します。